

「京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」(案) に関する市民意見の募集について

意見募集期間：平成29年11月15日(水)～12月14日(木)【必着】

意見募集の趣旨

生産緑地制度とは、市街化区域内の農地等で、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に役立ち、将来公共施設等の敷地として適している農地等を都市緑地として保全を図る制度です。

京都市では、「京都市都市計画マスタープラン」において、緑を活かした低炭素型の都市の実現を目標に掲げるとともに、市街地内やその近辺における緑の保全を図ることとし、市街化区域内の優良農地等を生産緑地地区に指定し、計画的な保全を図っています。

これら市街地内の農地は、これまで主に宅地等に活用されてきましたが、平成27年4月に「都市農業振興基本法」が国において制定され、都市農地は農産物の供給だけでなく、防災、景観、環境の保全等の多様な機能を果たすものとして、積極的に保全・活用を図っていくことが示されました。

これを契機に、都市農地の位置付けを「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」とする方針転換がなされ、その具体施策として、平成29年6月に生産緑地法が改正され、生産緑地地区の面積の下限について、現行の500㎡以上から、市町村が条例により300㎡から500㎡未満の範囲で定めることができることとなりました。

また、都市計画運用指針においては、「一団のものの区域」の取扱いが見直されるなど、生産緑地地区の指定に係る要件等が緩和されています。

京都市では、今般の法改正の内容を踏まえ、「京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」(案)を取りまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

意見募集期間

平成29年11月15日(水)～平成29年12月14日(木)

条例等の内容

条例等の内容については、内側を御覧ください。

提出方法

御意見は、持参・郵送・FAX・電子メール及び下記の市民意見募集ホームページ内の専用フォームからの送信のいずれかの方法により提出してください。様式は自由ですが、裏面の御意見記入用紙を御活用ください。

<電子メールアドレス> tokeika@city.kyoto.lg.jp

<市民意見募集ホームページURL>

<http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/tokei/0000226797.html>

提出先(お問合せ)

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL:(075)222-3505 FAX:(075)222-3472



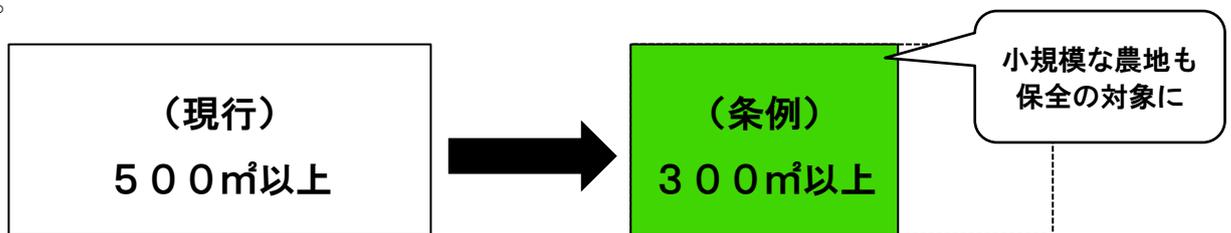
1 「京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」(案)について

(1) 条例制定の目的

「京都市都市計画マスタープラン」では、緑のオープンスペース機能や避難のための空間としての機能、雨水の貯留機能等、多様な機能を持つ市街地内の農地等の保全・活用を図ることとしており、これまでから市街地内の農地等の保全・活用を図っているところですが、現行の生産緑地制度では面積要件に満たない500㎡未満の小規模な農地等においても、これらの多様な機能を果たすことが期待できることから、「京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を定め、自然と調和したゆとりとうるおいのある市街地の形成を目指します。

(2) 京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例(案)の内容

生産緑地地区の区域の規模に関する要件を、生産緑地法施行令で定める基準(300㎡以上500㎡未満の一定の規模以上の区域であること。)を踏まえ、300㎡以上と定めるものとします。



京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例(案)

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法(以下「法」という。)第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるものとする。

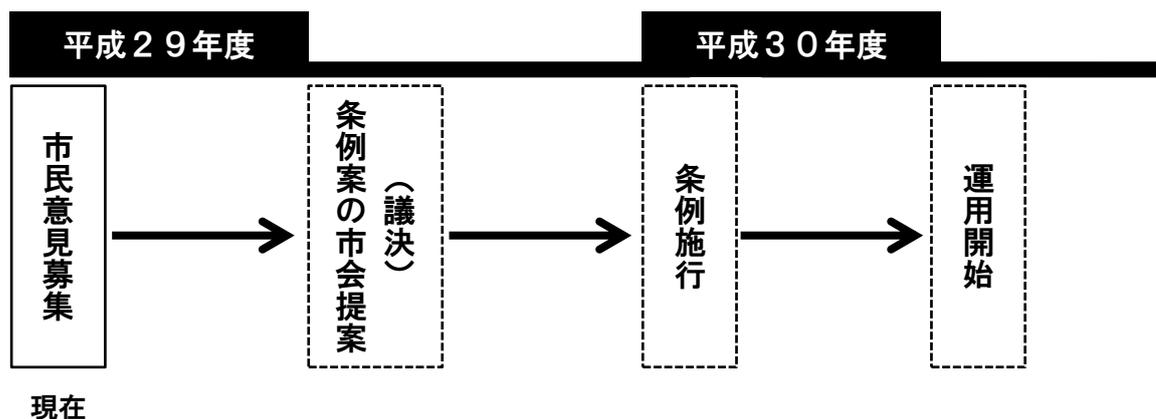
(生産緑地地区の区域の規模)

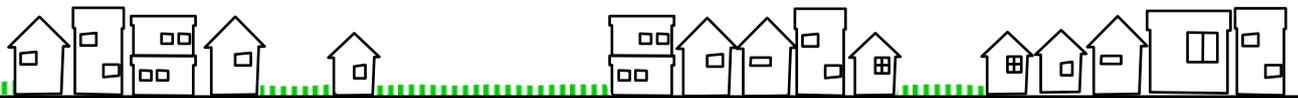
第2条 法第3条第2項本文に規定する条例で定める区域の規模の条件は、300平方メートル以上とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 今後の予定





「京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」(案)に関する御意見

FAX 075-222-3472

(御意見記入欄) 意見募集期間：平成29年11月15日(水)～平成29年12月14日(木)

【年 齢】	<input type="checkbox"/> 20歳未満	<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代	<input type="checkbox"/> 40歳代
	<input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 60歳代	<input type="checkbox"/> 70歳代	<input type="checkbox"/> 80歳以上
【性 別】	<input type="checkbox"/> 男性		<input type="checkbox"/> 女性	
【区分①】	<input type="checkbox"/> 京都市在住		<input type="checkbox"/> 京都市内に通勤・通学(京都市在住を除く。)	
【区分②】	<input type="checkbox"/> 生産緑地地区に指定された農地等を所有している。			
	<input type="checkbox"/> 生産緑地地区以外の農地等を所有している。			
	<input type="checkbox"/> 農地を所有していない。			

※上記はいただいた御意見をまとめる際に参考にします。差し支えのない範囲で御記入ください。(それぞれにチェック☑をお付けください。区分②は複数回答可。)

皆様からのたくさんの御意見をお待ちしています。

パプコメくん 

キリトリ線

※この用紙を郵送やFAX用に御利用いただいても結構です。記入欄が不足する場合には、適宜別紙で御提出ください。



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収などへ!

発行：京都市都市計画局都市企画部都市計画課
平成29年11月発行 京都市印刷物294657号

都市計画運用指針において、生産緑地地区の「一団のものの区域」の取扱いが見直されました！

生産緑地法第3条第1項に示される「一団のものの区域」とは、原則として、物理的に一体的な地形的まとまりを有している農地等の区域としています。

本市ではこれまでから、道路、水路等（農業用道路、農業用水路などを除く。以下「道路等」という。）が介在している場合でも、それらの離隔が6m以下で、かつ、これらの道路等及び農地などが物理的に一体性を有していると認められるものについて、「一団のものの区域」として生産緑地地区に指定しています。（※例1参照）

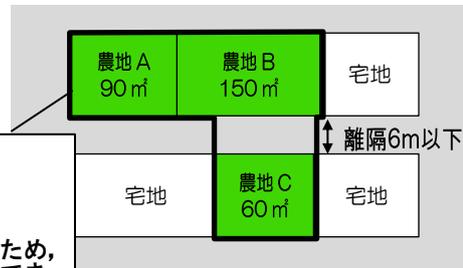
この度の法改正に合わせて国の運用が見直され、都市計画運用指針における「一団のものの区域」の取扱いとして、物理的な一体性を有していない場合でも、「一団の農地」として生産緑地地区を定めることができる内容が追加されました。（※例2参照）

例1 物理的に一体的なまとまりを有する区域 ※面積要件は条例(案)に準拠

農地等の離隔が6m以下で、かつ、合計面積が300㎡以上の規模の区域にあり、物理的に一体的な地形的まとまりを有しているものについて生産緑地地区に指定できます。

農地A, B, C
離隔→6m以下
合計→300㎡以上

物理的に一体であるため、
生産緑地地区に指定できます。



生産緑地地区に指定できる農地等

追加

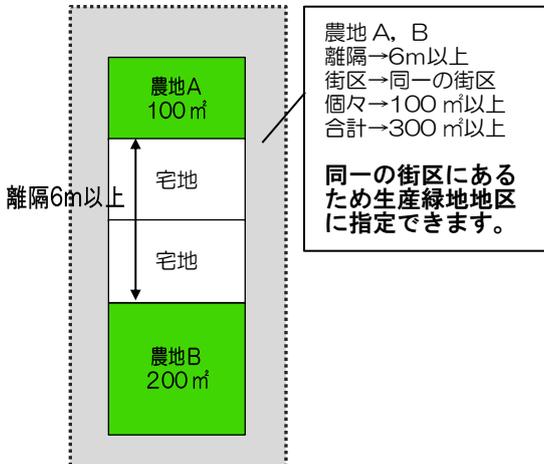
例2 同一の街区※1又は隣接※2する街区による区域 ※面積要件は条例(案)に準拠

物理的な一体性を有していない場合でも、同一の街区又は隣接する街区に存在する個々の面積が100㎡以上で、かつ、合計面積が300㎡以上の複数の農地等が一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資するものと認められるものについて、「一団の農地」として生産緑地地区に指定できます。

※1 街区…道路等の地形地物に囲まれたもの。

※2 隣接…街区を囲む道路等の中心線同士が接しているもの。

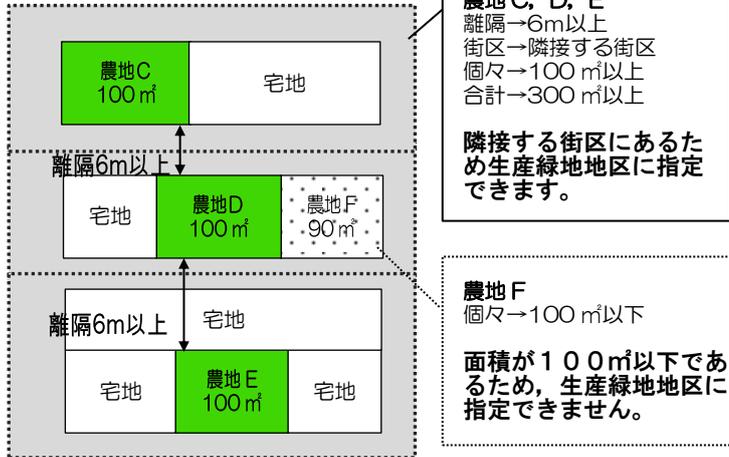
(例2-1) 同一の街区



農地A, B
離隔→6m以上
街区→同一の街区
個々→100㎡以上
合計→300㎡以上

同一の街区にあるため生産緑地地区に指定できます。

(例2-2) 隣接する街区



農地C, D, E
離隔→6m以上
街区→隣接する街区
個々→100㎡以上
合計→300㎡以上

隣接する街区にあるため生産緑地地区に指定できます。

農地F
個々→100㎡以下

面積が100㎡以下であるため、生産緑地地区に指定できません。

道路等
街区
生産緑地地区に指定できる農地等
生産緑地地区に指定できない農地等

* 地理的な状況等により、一体として緑地機能を果たしている判断できないケースもありますので、事前に御相談ください。